

浜田市告示第 52 号

浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱の一部を
改正する告示

浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱（令和 4 年浜
田市告示第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(6) 未普及再生可能エネルギー設備

第 4 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 未普及再生可能エネルギー設備 当該設備の設置工事、調査研究又は
実証実験の着手日のいずれか早い日前 14 日

第 4 条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項第 1 号」に改め、同条に次の 1 項を
加える。

4 第 1 項第 2 号に規定する申請は、1 補助対象設備につき、設置工事、調
査研究又は実証実験の事業ごとに 1 回に限りすることができる。

別表 1 の項中「低圧配電線と」を「設置時に再生可能エネルギー電気の利
用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買
取制度の認定を取得したものであって、低圧配電線と」に、「4 万円」を「5
万円」に、「16 万円」を「20 万円」に改め、同表 2 の項中「14 万円」を「20
万円」に改め、同表 5 の項を削り、同表 6 の項中「18 万円」を「20 万円」に
改め、同項を同表 5 の項とし、同表に次のように加える。

6 未普 及再 生可 能エ ネル ギー 設備	市内に事務所又 は事業所を有す る法人。ただし、 市税を滞納して いる者を除く。	ペロブスカイト太陽電池、 小水力発電設備、洋上風力 発電設備、小型風力発電設 備その他の普及が進んで いない設備又は廃棄物系 バイオマス、地熱、地中熱、 水素、アンモニア、潮流そ の他の普及が進んでいな い再生可能エネルギーを 活用した設備の導入、その 導入のための調査研究又 は設備運用のための実証	補助対象設備の 設置、調査研究又 は実証実験に要 する費用の 1/2 以内の額（限度額 50 万円）
---	--	---	---

	実験に係る費用であること。	
--	---------------	--

様式第 1 号中

「

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 畜産バイオマス利活用設備
(設備設置 ・ 導入に係る調査研究)
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池設備 | を |
|---|---|

」

「

- | | |
|--|----|
| <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池設備
<input type="checkbox"/> 未普及再生可能エネルギー設備
(設置工事 ・ 導入に係る調査研究 ・ 実証実験) | に、 |
|--|----|

」

「

- | | |
|--|---|
| オ 畜産バイオマス利活用設備 規格等が確認できるもの
※導入に係る調査研究の場合は不要
カ 家庭用燃料電池設備 型式品番が確認できるもの | を |
|--|---|

」

「

- | | |
|--|---|
| オ 家庭用燃料電池設備 型式品番が確認できるもの
カ 未普及再生可能エネルギー設備 規格等が確認できるもの
※導入に係る調査研究又は実証実験の場合は不要 | に |
|--|---|

」

改める。

様式第 4 号中

「

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 畜産バイオマス利活用設備
(設備設置 ・ 導入に係る調査研究)
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池設備 | を |
|---|---|

」

「

- 家庭用燃料電池設備
 - 未普及再生可能エネルギー設備
- (設置工事 ・ 導入に係る調査研究 ・ 実証実験)

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。